

第9回農業委員会定例会(議事録)

午前10時00分

1 日 時 令和4年9月30日（金）

午前10時40分

2 場 所 竹原市民館2階 第2・第3会議室

3 出席農業委員 1 石本委員, 2 山元委員, 3 祐本委員, 4 宮崎委員, 5 渡橋委員
6 赤坂委員, 7 土居委員

欠席農業委員

推進委員 半田推進委員, 西原推進委員, 岡田推進委員, 須賀推進委員,
佐伯推進委員

4 説明員 國川事務局長, 木原係長, 鳥本専門員, 小池主事

5 審議案件

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第39号 農地法第5条の許可を受けた土地における
事業計画変更承認申請について

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第41号 農用地利用集積計画の決定について

議案第42号 非農地証明申請について

報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和4年第9回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、1番石本委員を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第1、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、田万里町字道山垣内1828番、1844番、1861番、字鍛冶屋垣内1926番1、1927番1、1928番、1929番1、1930番、1931番4、1938番1、1971番、1972番、1984番、1987番、1988番、1989番の計16筆、地目は田13筆、畠3筆、面積は計7,591m²です。</p> <p>申請の事由は、農業経営を拡大するために申請されたものです。</p> <p>営農計画は大豆を作付けする予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	現地確認を行った半田推進委員から補足説明をお願いします。
半田 推進委員	<p>申請地は、田万里地域交流センターから南東へ約450m付近にあります。</p> <p>現地確認したところ、耕作可能な農地でした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
石本委員	譲受人について、菜の花はうまく栽培できていないようだが、大豆は栽培できるのか。
事務局	現在、栽培している大豆については、うまくできていると聞いております。
議長	事務局の説明から、営農計画どおり作付けできると判断されるため、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
	次の2番と3番については関連がありますので、一括して審議を行います。
	事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の2ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>2番の申請地は、忠海町字堀越1305番3の1筆、地目は畠、面積は167m²です。</p> <p>3番の申請地は、忠海東町三丁目1005番1、1005番12、1005番13の計3筆、地目はいずれも畠、面積は計853m²です。</p> <p>2番と3番を合わせた面積は合計1,020m²です。</p> <p>申請の事由は、農業経営を開始するために申請されたものです。</p> <p>営農計画は2番が栗、甘藷、3番が甘藷、馬鈴薯、トマト、ピーマン、きゅうりを作付けする予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	現地確認を行った佐伯推進委員から補足説明をお願いします。
佐伯 推進委員	<p>申請地は、竹原市忠海支所から北東へ約650m付近にあります。</p> <p>現地確認したところ、耕作可能な農地でした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に日程第2、議案第39号「農地法第5条の許可を受けた土地における事業計画変更承認申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の3ページ、参考資料の3~5ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、竹原町字下新開3531番2(仮換地41街区5-3画地)、3532番1(仮換地41街区5-5画地)の計2筆、地目はいずれも田、面積は計320m²(換地後の面積は計418.12m²)です。</p> <p>創建ホーム株式会社が分譲住宅用地の用途で利用することに伴い、所有権を移転するため、令和4年3月30日付け指令竹農委第5-4-9号で許可を受けた土地です。当初5区画の区画割で販売する計画でしたが、広い土地の購入を希望された顧客があったため、4区画で利用し、段差解消及び隣地との境界を明確にするためのブロック工事と、盛土をする転用計画に変更するものです。</p> <p>また、ブロック工事の施工に関しては、既に開始していたため、所有者から始末書の提出を受けており、所有者は深く反省し、今後は関係法令を順守する旨誓約しております。</p> <p>説明は以上です。</p>

議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は举手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に日程第3、議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の4ページ、参考資料の6ページをご覧ください。 1番の申請地は、竹原町字下新開3531番2（仮換地41街区5-3画地）の1筆、地目は田、面積は272m ² （換地後の面積は252.83m ² ）です。 当該農地は、区画整理区域内にあるため、転用後も地目が宅地とならず、農地のままになっているために、転用許可が必要となるものです。 自己住宅用地及び駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、区画整理区域内にある第3種農地です。説明は以上です。
議長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原市役所から北西へ約300m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は举手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に2番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の4ページ、参考資料の7ページをご覧ください。 2番の申請地は、東野町字山田889番1、889番2の計2筆、 地目はいずれも田、面積は計423m ² です。 長善寺の駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。説明は以上です。

議 長	現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。
岡田 推進委員	申請地は、東野小学校から南へ約 50m付近にあります。 現地確認時、耕作されていましたが、収穫後に整備を開始すると聞いております。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
石本委員	今回の転用許可申請地内に、転用用途にない水路工事を実施しているようだが、許可前に工事をしてはいけないのでないのではないか。保留にすべきだと考えます。
局 長	許可を受ける前に転用工事をすることは、農地法に違反することとなります。また、水路の設置についてですが、申請書には水路を設置するという記載がないため、再度現場及び申請者に確認します。
議 長	先程、局長から説明がありましたが、本件については保留とすることとし、事務局の確認後に再度審議することでご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件については保留とします。 次の3番、4番、5番、6番については関連がありますので、一括して審議を行います。事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の4~5ページ、参考資料の8ページをご覧ください。</p> <p>3番の申請地は、西野町字居石1937番、1938番の計2筆、地目はいずれも田、面積は1,520m²です。</p> <p>4番の申請地は、西野町字居石1939番、1942番の計2筆、地目はいずれも田、面積は計1,338m²です。</p> <p>5番の申請地は、西野町字居石1940番2の1筆、地目は田、面積は92m²です。</p> <p>6番の申請地は、西野町字居石1944番1、1945番の計2筆、地目はいずれも田、面積は計761m²です。3番、4番、5番、6番を合わせた面積は合計3,711m²です。</p> <p>機材倉庫の建築用地、産業車両用駐車場及び転回用地で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。</p> <p>本総会で許可いただいた場合には、転用面積が3,000m²を超えるため、令和4年10月18日に開催の広島県農業会議の常設審議会に意見を聴取し、承認を得た後で許可する予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	現地確認を行った西原推進委員から補足説明をお願いします。
西原 推進委員	申請地は、莊野小学校から西へ約400m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に7番について事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の 5 ページ、参考資料の 9 ページをご覧ください。</p> <p>7 番の申請地は、西野町字古川尻 3055 番 1 の 1 筆、地目は田、面積は 1,140 m²です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。</p>
議 長	現地確認を行った西原推進委員から補足説明をお願いします。
西原 推進委員	<p>申請地は、湯坂集会所から南東へ約 150m 付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
石本委員	<p>排水先の水路の管理者に合意はとれているのか。</p> <p>水路が適正に管理されないと、農業経営に支障を及ぼすおそれや水路の機能に支障を及ぼすおそれがあるのでしっかり協議してもらう必要がある。</p>
局 長	石本委員のご意見のとおり、しっかりと協議し、農業経営や水路の機能に支障を及ぼさないようにする必要があります。そのため、水路の適正管理について排水先の水路の管理者と協議を行うよう指導いたします。そのうえで協議がまとまった際には、農地転用を許可するということでいかがでしょうか。
議 長	先程、局長から提案のありましたように、水路の適正管理について水路管理者と協議がまとまれば、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	<p>異議なしと認めます。よって水路の適正管理について協議がまとまれば、本件を許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第 4、議案第 41 号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の 6 ページ、参考資料の 10~12 ページをご覧ください。</p> <p>本議案は、「農用地利用集積計画の決定について」となっております。</p> <p>今回利用権設定の申出があった案件の面積は計 8,479 m²、対象人員は、貸し手が 6 人、借り手が 1 人、1 団体です。</p> <p>内容につきましては、参考資料 10~12 ページのとおりとなっております。</p> <p>本議案が可決の場合、令和 4 年 10 月 1 日付で、公告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は举手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第41号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に日程第5、議案第42号「非農地証明申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の7ページ、参考資料の13ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、忠海東町三丁目1005番8、1005番11の計2筆、地目はいずれも畠、面積は計482m²です。</p> <p>申請地は、昭和45年頃に自己住宅が建てられ、今まで自己住宅として利用されており、地目変更登記を行うために申請されたものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。説明は以上です。</p>
議 長	現地確認を行った佐伯推進委員から補足説明をお願いします。
佐伯 推進委員	<p>申請地は、竹原市忠海支所から北東へ約650m付近にあります。</p> <p>現地確認時、既に住宅が建築されており、耕作不可能な状態になっていました。説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は举手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。</p> <p>次に日程第6、報告第15号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局の説明をお願いします。</p>

局 長	議案の 8 ページ、参考資料の 14~19 ページをご覧ください。 令和 4 年 8 月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。 件数は 13 件、筆数は田 27 筆、畑 30 筆の計 57 筆、 面積は計 25,920.76 m ² の届出がありました。 詳細につきましては参考資料の 14~19 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願ひします。
	協議事項等は特にありません。
議 長	以上をもちまして、令和 4 年第 9 回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4 年 9 月 30 日

議 長 祐本 征武

署名委員 石本 進